破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２１号
山形市蔵王半郷455番地５
債務者　星　　弘道
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前11時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２２号
山形市蔵王半郷455番地５
債務者　星　　惠子
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前11時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２６号
奈良県宇陀市榛原下井足1944番地の４
債務者　中森　幸和
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
奈良県宇陀市榛原下井足1937番地
債務者　中岡　義朗
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
奈良県磯城郡川西町大字結崎117番地の２
債務者　池本ヨシ子
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
奈良県宇陀市大字陀小附985番地の５、前住所兵庫県尼崎市道意町６丁目28番地の２　パークヒルズ澤503号
債務者　土井　美里
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２２４号
奈良県香芝市狐井88番地の６
債務者　村野　将哲
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
奈良県橿原市八木町３丁目５番16号　八木スカイハイツ105
債務者　岡田久美子
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3730番地１
債務者　上野美和子
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
奈良県橿原市縄手町86番地の10
債務者　中窪　輝彦
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
函館市山の手３丁目６番20号
債務者　藤谷　順一
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２７７号
北海道上磯郡知内町字元町48番地52
債務者　中田　修司
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６６号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字高田80番地５
債務者　山岸トミコ
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１０５号
岐阜県大垣市中野町３―７―１　ウランタワー407、住民票上の住所岐阜県瑞穂市穂積770番地　ニュータウン奥村Ｆ―102号
債務者　加藤　利晃
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
山口県宇部市今村北３丁目12番14号
債務者　阿武　淑美
１　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第４５９８号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目６番23号　アパートキング614号
債務者　山田齊こと　車　　齊**詰**
１　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８号
山形県米沢市本町３丁目１番30号
債務者　藤倉都志男
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで　山形地方裁判所米沢支部